

教第 30 号議案

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則に関する意見決定について

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則を制定するに当たり、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 8 条の 2 の規定に基づいて行われた意見聴取に対し、別紙のとおり意見を決定する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

教 第 号
令和 年 月 日

神戸市長
久元 喜造 様

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定
についての意見

令和4年9月6日付け文ス第1307号により、神戸市教育委員会に意見聴取のあった神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、異議ありません。

(担当：教育委員会事務局総務課)

文 ス 第 1 3 0 7 号

令 和 4 年 9 月 6 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳 様

神戸市長 久元 喜造

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則に
関する意見聴取の件

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 8 条の 2 の規定に基づき、神戸市生涯学習支
援センターその他の施設条例施行規則（令和 2 年 3 月規則第 97 号）の一部を改正する規
則を制定するに当たり、神戸市教育委員会の意見を聴取します。

（担当：文化スポーツ局スポーツ企画課）

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第 号

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則（令和2年3月規則第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用料の後納)</p> <p>第4条 条例第10条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 神戸市地域サービス情報システムの利用により許可を受けて施設等を使用するとき。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるとき。</u></p>	<p>(使用料の後納)</p> <p>第4条 条例第10条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるとき。</u></p>

(指定管理者の指定の申請に係る書類)

第8条 条例第21条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)～(3) [略]

(4) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(5) [略]

附 則

1 [略]

(指定管理者指定期間における施設の管理に関する業務)

2 市長が条例第21条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）に同項の業務を行わせている場合における第2条第1項、第2項及び第3項、第4条第3号、第5条第1号、第6条第2号、第3号及び第5号、第7条、第12条第2項並びに第13条第2項の規定の適用については、「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

3 [略]

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(指定管理者の指定の申請に係る書類)

第8条 条例第21条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)～(3) [略]

(4) 定款又は寄附行為及び法人登記簿（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(5) [略]

附 則

1 [略]

(指定管理者指定期間における施設の管理に関する業務)

2 市長が条例第21条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）に同項の業務を行わせている場合における第2条第1項、第2項及び第3項、第4条第2号、第5条第1号、第6条第2号、第3号及び第5号、第7条、第12条第2項並びに第13条第2項の規定の適用については、「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

3 [略]